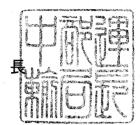


中運自旅二第914号平成26年2月13日

名古屋交通圏 タクシー準特定地域協議会会長 殿

中部運輸局



#### 運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の 適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第16条第1項 に基づき、別紙のとおり名古屋交通圏の運賃の範囲を指定しようとすることから、 同法施行規則(平成21年国土交通省令第58号。以下、「施行規則」という。) 第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を本通知到着の日から15日以内に愛知運輸支局長を経由して当局あてに提出してください。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期限までに意見書の提出が ないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受け たものとみなすことを申し添えます。

# 名古屋交通圏 運賃の範囲

# 公定幅運賃

#### ア. 特定大型車

	7 · 11/2/12 1					
	距離制	<b>制運賃</b>	· 時間距離併用制運賃			
	初乗運賃	加算運賃				
A 運 賃 (上限運賃)	1.264km 600円	257m 100円	1分 35秒 100円			
B 運 賃	1.264km 590円	261m 100円	1分 35秒 100円			
C 運 賃	1.264km 580円	266m 100円	1分 40秒 100円			
D 運 賃	1.264km 570円	271m 100円	1分 40秒 100円			

			時間制運賃	
A (上	<b>運</b> .限運	<b>賃</b>	30分	3,860円
В	運	賃	30分	3,800円
С	運	賃	30分	3,730円
D (下	運限運	<b>賃</b>	30分	3,670円

#### イ. 大型車

1171		制運賃	- 時間距離併用制運賃	
	初乗運賃	加算運賃		
A 運 賃 (上限運賃)	1.264km 550円	266m 100円	1分 40秒 100円	
B 運 賃	1.264km 540円	271m 100円	1分 40秒 100円	
C 運 賃 (下限運賃)	1.264km 530円	276m 100円	1分 40秒 100円	

	時間制運賃	
A 運 賃 (上限運賃)	30分	3,450円
B 運 賃	30分	3,390円
C 運 賃 (下限運賃)	30分	3,320円

### ウ. 中型車

		距離制運賃				·時間距離併用制運賃	
		初乗運賃		加算運賃		时间距離17777的连复	
A (上	運 賃 限運賃)	1.264km	500円	246m	80円	1分 30秒	80円
В	運賃	1.264km 4	490円	251m	80円	1分 35秒	80円
C (下	運 賃 限運賃	1.264km 4	480円	256m	80円	1分 35秒	80円

	時間	時間制運賃		
A 運 賃 (上限運賃	`I {  1 <sup>2</sup> 77	2,980円		
B 運 賃	30分	2,920円		
C 運 賃 (下限運賃	~I .(I)'77'	2,860円		

## 工. 小型車

	距離制	引運賃	- 時間距離併用制運賃	
	初乗運賃	加算運賃		
A 運 賃 (上限運賃)	1.264km 480円	276m 80円	1分 40秒 80F	9
B 運 賃	1.264km 470円	282m 80円	1分 45秒 80F	9
C 運 賃 (下限運賃)	1.264km 460円	288m 80円	1分 45秒 80F	<del>၂</del>

			時間制運賃		
	重	<b>賃</b>	30分	2,570円	
Вΰ	軍	賃	30分	2,520円	
~	重 ! 運	<b>賃</b>	30分	2,460円	